

北海道困難女性等支援調整会議設置要綱

(設置)

第1条 困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援を適切かつ円滑に行うため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第15条の規定に基づく「支援調整会議」及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第5条の2の規定に基づく「協議会」として、北海道困難女性等支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 支援調整会議は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議をもって構成する。

2 前項に掲げる会議のうち、代表者会議、実務者会議の構成員は、困難な問題を抱える女性等への支援に関わる機関に属する者とし、それぞれ別に定める。

3 第1項に掲げる個別ケース検討会議の構成員は、会議開催の都度、前項に定める実務者会議の構成員の中から、ケースの状況を踏まえて別に定める。

(代表者会議)

第3条 代表者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 困難な問題を抱える女性等への支援に関する、実施体制の確認、検証及び評価

(2) 実務者会議や個別ケース検討会議における実施状況の共有

2 代表者会議は、原則として年1回以上開催するものとし、北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課長が主宰する。

3 代表者会議の開催及び会議の資料は原則公開とするが、必要に応じて非公開とする。

(実務者会議)

第4条 実務者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 個別ケース全体のフォロー、実施体制の確認、実施状況の共有

(2) 困難な問題を抱える女性等の実態把握や支援を行った事例の総合的な把握

(3) 多様な相談支援の検討

2 実務者会議は、必要に応じて開催することとし、道立女性相談支援センター所長が招集し、主宰する。

3 実務者会議の開催及び会議の資料は非公開とする。

(個別ケース検討会議)

第5条 個別ケース検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 一時保護中や女性自立支援施設入所中のケースの状況把握と支援方針の検討

(2) 今後一時保護や女性自立支援施設入所等を検討することが必要となるケースの状況把握と支援方針の検討

2 個別ケース検討会議は、必要に応じて開催することとし、道立女性相談支援センター所長が招集し、主宰する。

- 3 第2条第2項に定める実務者会議の構成機関は、必要に応じて個別ケース検討会議の開催を道立女性相談支援センター所長に求めることができる。
- 4 第2条第3項に定める会議の構成員は、道立女性相談支援センター所長が定めるものとし、また、同条第2項に定める構成機関以外の者についても、道立女性相談支援センター所長が必要と認める場合は、会議に招集し意見を聴取することができるものとする。
- 5 道立女性相談支援センター所長は、個別ケース検討会議の出席者から関係資料の情報提供を求めることができる。
- 6 個別ケース検討会議の開催及び会議の資料は非公開とする。

(守秘義務)

第6条 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国または地方公共団体の機関 当該機関の職員または職員であった者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員またはこれらの者であった者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者または当該者であった者

2 前項に違反して秘密を漏らした者は、法第23条の規定により、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処せられる。

(庶務)

第7条 支援調整会議代表者会議の庶務は北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課において、実務者会議及び個別ケース検討会議の庶務は道立女性相談支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の運営等に関し必要な事項は、北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月18日から施行する。